

## 被害者救済・再発防止のための寄附適正化の仕組み（概要）

### 対象

- ・個人から法人（※1）に対する寄附（※2）を対象にする。
  - ※1 代表者や管理人の定めがある法人でない社団又は財団を含む
  - ※2 契約だけでなく、単独行為として行う債務の免除や遺贈を含む

### 寄附に関する規制

#### 1 寄附の勧誘に関する一定の行為の禁止

- ・法人が寄附の勧誘をする際に、一定の行為（※3）をして個人を困惑させてはならないこととする。

##### ※3 消費者契約法第4条第3項に規定する次の行為

- ・不退去（退去を求めたのに退去しない）
- ・退去妨害（退去したいのに退去させない）
- ・勧誘することを告げずに退去困難な場所へ同行
- ・威迫する言動を交え相談の連絡を妨害
- ・好意に乘じ関係の破綻を告知
- ・靈感等による知見を用いた告知（※4）

- ※4 灵感等による知見として、本人や親族の重要事項について、現在または将来の重大な不利益を回避できないとの不安をあり、または不安を抱いていることに乗じて、当該不利益を回避するためには寄附をすることが必要不可欠であることを告げること

#### 2 借入等による資金調達の要求の禁止

- ・法人が寄附の勧誘をする際に、個人に対し、借り入れや、個人等が居住する建物等の処分により寄附資金の調達を要求してはならないこととする。

#### 3 寄附の取消し

- ・個人は、法人が【1】の禁止行為をしたことにより困惑して寄附の意思表示をしたときは、その意思表示を取り消すことができる。
- ・取消権の行使期間は追認できるときから1年、意思表示をした時から5年（※5）
  - ※5 灵感等による知見を用いた告知の場合は、それぞれ3年、10年

#### 4 子や配偶者に生じた被害の救済を可能とするための特例

- ・寄附をした個人の家族は、民法の債権者代位権の特例（※6）として、扶養義務等に係る定期金債権（※7）のうち期限が到来していない部分を保全するために、【3】の取消権を行使できることとする（※8）

- ※6 民法の債権者代位権は、期限が到来している債権を保存する場合でなければ行使することができない。
- ※7 夫婦間の協力義務、婚姻費用、養育費、子の扶養を受ける権利に係る定期金債権（一定額の金銭などを定期的に給付させることを目的とする再建）
- ※8 取消権行為により寄附の返還を実現した場合、定期金債権のうち期限が到来していない部分に相当する金額は供託させる。

## 5 不当な勧誘により寄附をした者に対する支援

- ・国は、日本司法支援センター（法テラス）と関係機関が連携した相談体制を整備するなど、不当な勧誘により寄附した者の支援に努める。

## 6 勧告等の措置

- ・内閣総理大臣（※9）は、特別に必要があるときは、法人に対し、寄附の募集に関する業務の状況に関し、報告を求めることができることとする。
- ・内閣総理大臣は、【1】や【2】の禁止行為を行い、引き続き行うおそれが著しい法人に対して、禁止行為の停止を勧告し、勧告に応じなかった場合には措置を命令することができる。

※9 【6】の内閣総理大臣の権限は、消費者庁長官に委任する。

## 7 罰則

- ・【6】の措置命令違反などに刑事罰を適用する。

## 8 その他

- ・法人が寄附の勧誘をする際には、寄附された財産の用途について誤認されないようにする等の配慮をしなければならないこととする。
- ・この仕組みの運用にあたっては、法人の活動において寄附が果たす役割の重要性に留意する。

## 【参考資料】

消費者契約法 （2023年6月1日施行）一部抜粋

（消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示の取消し）

第四条 消費者は、事業者が消費者契約の締結について勧誘をするに際し、当該消費者に対して次の各号に掲げる行為をしたことにより当該各号に定める誤認をし、それによって当該消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたときは、これを取り消すことができる。

- 一 重要事項について事実と異なることを告げること。 当該告げられた内容が事実であるとの誤認
- 二 物品、権利、役務その他の当該消費者契約の目的となるものに関し、将来におけるその価額、将来において当該消費者が受け取るべき金額その他の将来における変動が不確実な事項につき断定的判断を提供すること。 当該提供された断定的判断の内容が確実であるとの誤認

## 2 （略）

3 消費者は、事業者が消費者契約の締結について勧誘をするに際し、当該消費者に対して次に掲げる行為をしたことにより困惑し、それによって当該消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたときは、これを取り消すことができる。

- 一 当該事業者に対し、当該消費者が、その住居又はその業務を行っている場所から退去すべき旨の意思を示したにもかかわらず、それらの場所から退去しないこと。
- 二 当該事業者が当該消費者契約の締結について勧誘をしている場所から当該消費者が退去する旨の意思を示したにもかかわらず、その場所から当該消費者を退去させないこと。
- 三 当該消費者に対し、当該消費者契約の締結について勧誘をすることを告げずに、当該消費者が任意に退去することが困難な場所であることを知りながら、当該消費者をその場所に同行し、その場所において当該消費者契約の締結について勧誘をすること。
- 四 当該消費者が当該消費者契約の締結について勧誘を受けている場所において、当該消費者が当該消費者契約を締結するか否かについて相談を行うために電話その他の内閣府令で定める方法によって当該事業者以外の者と連絡する旨の意思を示したにもかかわらず、威迫する言動を交えて、当該消費者が当該方法によって連絡することを妨げること。
- 五 当該消費者が、社会生活上の経験が乏しいことから、次に掲げる事項に対する願望の実現に過大な不安を抱いていることを知りながら、その不安をあおり、裏付けとなる合理的な根拠がある場合その他の正当な理由がある場合でないのに、物品、権利、役務その他の当該消費者契約の目的となるものが当該願望を実現するために必要である旨を告げること。

イ 進学、就職、結婚、生計その他の社会生活上の重要な事項

ロ 容姿、体型その他の身体の特徴又は状況に関する重要な事項

六 当該消費者が、社会生活上の経験が乏しいことから、当該消費者契約の締結について勧誘を行う者に対して恋愛感情その他の好意の感情を抱き、かつ、当該勧誘を行う者も当該消費者に対して同様の感情を抱いているものと誤信していることを知りながら、これに乗じ、当該消費者契約を締結しなければ当該勧誘を行う者との関係が破綻することになる旨を告げること。

七 当該消費者が、加齢又は心身の故障によりその判断力が著しく低下していることから、生計、健康その他の事項に関しその現在の生活の維持に過大な不安を抱いていることを知りながら、

- その不安をあり、裏付けとなる合理的な根拠がある場合その他の正当な理由がある場合でないのに、当該消費者契約を締結しなければその現在の生活の維持が困難となる旨を告げること。
- 八 当該消費者に対し、靈感その他の合理的に実証することが困難な特別な能力による知見として、そのままでは当該消費者に重大な不利益を与える事態が生ずる旨を示してその不安をあり、当該消費者契約を締結することにより確実にその重大な不利益を回避することができる旨を告げること。
- 九 当該消費者が当該消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をする前に、当該消費者契約を締結したならば負うこととなる義務の内容の全部若しくは一部を実施し、又は当該消費者契約の目的物の現状を変更し、その実施又は変更前の原状の回復を著しく困難にすること。
- 十 前号に掲げるもののほか、当該消費者が当該消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をする前に、当該事業者が調査、情報の提供、物品の調達その他の当該消費者契約の締結を目指した事業活動を実施した場合において、当該事業活動が当該消費者からの特別の求めに応じたものであったことその他の取引上の社会通念に照らして正当な理由がある場合でないのに、当該事業活動が当該消費者のために特に実施したものである旨及び当該事業活動の実施により生じた損失の補償を請求する旨を告げること。